

(趣旨)

第 1 条 この規則は、石垣市奨学基金条例(昭和 56 年 3 月 30 日石垣市条例第 5 号)第 5 条の規定に基づき、奨学金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第 2 条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、本市に住所を有する者の子弟であつて、大学及び専門学校に在学し、修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

(用語の定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 この規則により貸付ける修学に必要な資金をいう。
- (2) 奨学生 この規則により奨学金の貸付けを受ける者をいう。
- (3) 大学 学校教育法に定める大学(短期大学、大学院を含む。)及び外国の大学をいう。
- (4) 専門学校 学校教育法に定める高等専門学校及び専修学校をいう。ただし、高等専門学校の 1 年から 3 年生の課程及び専修学校の課程のうち文部科学大臣が高等学校に類する課程として指定するものを除く。

(奨学生の数及び奨学金の額)

第 4 条 奨学生数は、毎年度予算の範囲内で定める。

2 奨学金の額は次のとおりとする。

- (1) 自宅通学 月額 30,000 円(ただし、石垣市在各学校通学者は、自宅通学者とする。)
- (2) 自宅外通学 月額 50,000 円

(貸付期間)

第 5 条 奨学金の貸付け期間は、奨学金を受けるに至った月から、その大学及び専門学校の正規の修学期間とする。

(申請手続)

第 6 条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、奨学金貸付申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、添付書類の一部を省略し、又は後日提出させることができる。

- (1) 奨学生推薦書(第 2 号様式)
- (2) 学業成績証明書
- (3) 在学証明書
- (4) 住民票謄本
- (5) 保護者及び収入がある世帯員の所得証明書
- (6) 保護者の資産証明書及び市税等の完納証明書
- (7) 保証人の所得及び資産証明書

(連帯保証人)

第 7 条 奨学生の父又は母(父母がいない場合は、成年者のきょうだい又は未成年後見人等)は、連帯保証人として、奨学金返還の際に連帯してその責を負う。

(保証人)

第 8 条 保証人は、本市に住所を有する成年者で、独立の生計を営み、かつ、奨学金返還の際その責

を負い得る者でなければならない。

(奨学生の決定及び通知)

第9条 奨学生は、石垣市奨学生選考委員会の選考審査を経て市長が決定する。

2 前項の規定により奨学生を決定したときは、石垣市奨学生決定通知書(第3号様式)により本人に通知する。

(奨学金の交付)

第10条 奨学金は、貸付けを決定した年度の4月分又は入学が4月以後である場合は、入学した月分から毎月交付する。

(奨学金受領証の提出)

第11条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度直ちに奨学金受領証(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(学業成績証明書の提出)

第12条 奨学生は、学年末毎に在学中のその大学及び専門学校の学業成績証明書を市長に提出しなければならない。

(奨学金の休止及び廃止)

第13条 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの期間中、奨学金の貸付けを休止する。

2 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の貸付けを廃止する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 傷病等のため修業の見込みがないとき。
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良となったとき。
- (4) 退学、停学等の処分を受けたとき。
- (5) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (6) 第2条の要件を欠くに至ったとき。
- (7) その他、奨学生として適当でない事実が生じたとき。

(奨学金借用証書及び返還明細書の提出)

第14条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、貸付けを受けた奨学金の金額について連帯保証人及び保証人と連署の上、奨学金借用証書(第5号様式)及び返還明細書(第6号様式)を直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 奨学金の貸付けを途中で辞退したとき。
- (3) 前条第2項の規定により奨学金の貸付けを廃止されたとき。

(奨学金の返還)

第15条 奨学金は無利息とし、原則として卒業の1年後から毎月、その貸付け月額半額を、貸付け期間の2倍の期間で返還しなければならない。ただし、全額又は一部をまとめて返還することができる。

2 奨学金の貸付けを途中で辞退し、又は第13条第2項の規定により奨学金の貸付けを廃止されたときは、前項に準じて奨学金を返還しなければならない。

(奨学金返還の猶予等)

第16条 市長は、奨学生であった者が、やむを得ない事情により前条に規定する原則の返還が困難となったときは、その月々の返還額を変更することができる。

2 市長は、奨学生であった者が、災害、傷病、障害等やむを得ない事情により奨学金の返還が困難

となったときは、相当と認める期間、その返還を猶予することができる。

3 前2項により奨学金の返還額の変更又は返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還月額変更・猶予申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による月々の返還額の変更又は相当の期間の返還の猶予を、第15条第1項に規定する原則の返還期間に4年を加えた期間の範囲内で認めるものとする。

(奨学金の返還免除)

第17条 市長は、連帯保証人又は遺族の申請により、奨学生又は奨学生であった者が、死亡もしくはそれに次ぐ特別な事情によって奨学金の返還が不可能であると認めるときは、奨学金の一部又は全部の返還を免除することができる。

2 前項により奨学金の返還免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(延滞金)

第18条 奨学金の貸付けを受けた者が、奨学金の返還を理由なく1月以上延滞したときは、延滞した期間が1月を超えるごとに、1月について当該延滞している割賦金の額に100分の1を乗じて得た額を延滞金として徴収する。ただし、特別の事情があると認められるときは、これを免除することができる。

(異動の届出)

第19条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号の一に該当する異動があったときは、連帯保証人及び保証人と連署の上、直ちに市長に届け出なければならない。ただし、本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、連帯保証人又は保証人が届け出なければならない。

(1) 休学、復学、退学又は転学したとき。(第9号様式)

(2) 連帯保証人又は保証人を変更するとき。(第10号様式)

(3) 本人、連帯保証人、保証人の身分、住所その他の事項に異動があったとき。(第11号様式)

(4) 奨学金を辞退しようとするとき。(第12号様式)

(5) その他重要な事項に異動があったとき。

2 前項第1号に該当する事項を届け出の場合は、在学する学長の証明書を添付しなければならない。

(死亡の届出)

第20条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人又は保証人は奨学生死亡届(第13号様式)により直ちに市長に届け出なければならない。

(卒業届)

第21条 奨学生がその大学及び専門学校を卒業したときは、卒業届(第14号様式)に卒業証明書を添付して市長に届け出なければならない。

(事務)

第22条 奨学金の貸付けに関する事務は、教育委員会において行う。

(奨学生原簿の備付)

第23条 教育委員会は、奨学金の貸付けを明らかにするため奨学生原簿(第15号様式)を備えなければならない。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。